

令和2年6月30日

会員各位

公益社団法人
埼玉県介護老人保健施設協会
会 長 小 川 郁 男
[公印省略]

令和2年度埼玉県社会福祉大会会長表彰候補の推薦について（依頼）

標記表彰について埼玉県社会福祉協議会より推薦依頼がありました。

つきましては、協会ホームページ内お知らせから要項・要領をご覧ください、
該当者がおられましたら推薦書をダウンロードし作成後、埼老健事務局まで原
本を郵送して下さい。

埼玉県社会福祉大会会長表彰対象者は第4条（4）により在職15年以上（功
績抜群は13年以上）経過した者となります。

推薦書を事務局で集約し埼玉県社会福祉協議会へ提出するため、締切日を厳
守ください。

表彰は令和2年11月11日（水）に開催する埼玉県社会福祉大会にて行わ
れます。（詳細は未定）

締め切りまで時間のない中ですが、ご不明の点は早目に事務局までお問い合わせ
ください。

推薦書送付先

350-2213

鶴ヶ島市脚折1877 鶴ヶ島ケアホーム内

公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会 事務局 寺島

TEL 049-285-5055 FAX 049-285-5510

推薦締切日 令和2年7月9日（木）（厳守願います）

以上

推薦書記入にあたっての御案内

※ 推薦書はすべて楷書体で正確に記入してください。推薦書の各項の記入にあたっては、次の点に注意してください。

氏名	<ul style="list-style-type: none">御記入いただいた氏名をもとに、名簿・表彰状を作成しますので、正確に記入してください。必ず“ふりがな”をお付けください。常用漢字以外の漢字を使用する場合は、別紙で書体のわかる資料を添付してください。
施設・団体名	<ul style="list-style-type: none">複数の施設を合築している場合などは、主たる所属施設（給与を支弁している施設）の正式名称を記入してください。（例 ○○会 ○○○特別養護老人ホーム）
生年月日	<ul style="list-style-type: none">当年度4月1日現在の満年齢で記入してください。
在職年数	<ul style="list-style-type: none">各表彰の要件に該当する役職の年数のみを、<u>当年度4月1日現在</u>で通算して記入してください。「経歴」の通算年数と一致させてください。1カ月未満は切り捨ててください。同時期に2つ以上の役職を兼務した場合、それぞれの役職の期間を加算して計算することはできません。
職業	<ul style="list-style-type: none">生計の根拠となるものを記入してください。（名誉職は含みません。）「○○商店店主」「○○会社社長」など固有名詞ではなく、「自営業」「会社役員」のように就業形態で記入してください。無職の場合は「無職」と記入してください。
受彰歴	<ul style="list-style-type: none">社会福祉事業関係の功労者として表彰されたもののみを記入してください。業種別協議会会長表彰は除きます。表彰年月日、功績内容、表彰名は、正確にもれなく記入してください。
功績の概況・ 推薦理由	<ul style="list-style-type: none">功績内容がわかるように具体的に記入してください。
備考	<ul style="list-style-type: none">退任予定等の特別な事由がある場合は、その内容を具体的にご記入ください。

埼玉県社会福祉大会会長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県社会福祉大会において、社会福祉事業功労者等に対し、大会会長が表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、次の区分によって、大会会長の表彰状又は感謝状を贈呈して、これを行う。

(1) 第3条第1号から第10号の該当者に対しては表彰状

(2) 第3条第11号の該当者に対しては感謝状

2 表彰状又は感謝状の贈呈にあたっては、記念品を併せ贈るものとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとし、表彰当該年度の4月1日現在、埼玉県内で従事又は活動しているものとする。

(1) 民生委員・児童委員

(2) 社会福祉事業施設役員等及び社会福祉団体関係役員等

(3) 社会福祉事業施設職員及び社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者

(4) 介護老人保健施設職員

(5) 社会福祉協議会役員等

(6) 社会福祉協議会職員

(7) 保護司

(8) ボランティア(団体を含む)

(9) 優良社会福祉協議会

(10) 社会貢献活動実践企業

(11) 社会福祉活動協助者(団体を含む)

(表彰の範囲及び資格)

第4条 表彰の範囲及び資格基準は次のとおりとする。ただし、すでに本大会会長の表彰を受けたものは除くものとする。(同一分野でなければこの限りではない。)

(1) 民生委員・児童委員

現に民生委員・児童委員であって、その在職期間が11年以上(在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする)で、功績顕著な者。ただし、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を9年以上に緩和することができる。

(2) 社会福祉事業施設役員等及び社会福祉団体関係役員等

現に施設役員等及び社会福祉団体関係役員等であって、その在職期間が15年以上(在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする)で、功績顕著な者。ただし、功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を問わない。

(3) 社会福祉事業施設職員及び社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者

現に施設職員、社会福祉団体関係者、又は社会福祉事業従事者であって、その在職期間が15年以上(在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする)で、功績顕著な者。ただし、功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を13年以上に緩和することができる。

- (4) 介護老人保健施設職員
現に介護老人保健施設職員であって、その在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする）で、功績顕著な者。ただし、功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を13年以上に緩和することができる。
- (5) 社会福祉協議会役員等
現に社会福祉協議会の役員等であって、その在職期間が15年以上で、功績顕著な者。ただし、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を問わない。
- (6) 社会福祉協議会職員
現に社会福祉協議会の職員であって、その在職期間が15年以上で、功績顕著な者。ただし、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を13年以上に緩和することができる。
- (7) 保護司
現に保護司であって、その在職期間が10年以上で、特に社会福祉活動に積極的に協力し、その功績が顕著な者。
- (8) ボランティア（団体を含む）
現に社会福祉事業のボランティアあるいは住民参加型在宅福祉サービスの協力者として10年以上（指導者は8年以上）、又はボランティア団体あるいは住民参加型在宅福祉サービス団体として8年以上にわたり、率先して活動を行い、その功績が顕著なもの。
- (9) 優良社会福祉協議会
住民組織としての活動が優秀で、他地区の模範に足ると認められる市町村社会福祉協議会。
- (10) 社会貢献活動実践企業
現に社会の課題解決を図るための自発的、積極的な活動を3年以上にわたり展開する企業であって、その功績が顕著なもの。
- (11) 社会福祉活動協助者（団体を含む）
社会福祉事業に理解と熱意を有する個人又は団体で、社会福祉施設・団体、社会福祉協議会に対し、金品等の寄贈あるいは協力を行い、その功績が顕著なもの。

（受賞候補者の推薦）

- 第5条 市町村社会福祉協議会会長は、第4条第1号から第6号及び第8号から第11号までの規定に該当するものがあるときは、様式1から様式6及び様式8から様式11及び社会貢献活動実践企業活動実績書を作成し、埼玉県社会福祉協議会会長に提出するものとする。
- 2 社会福祉事業施設、介護老人保健施設及び社会福祉団体の長は、当該施設・団体において第4条第2号から第4号、第8号及び第10号から第11号の規定に該当するものがあるときは、様式2から様式4、様式8及び様式10から様式11及び社会貢献活動実践企業活動実績書により推薦するものとする。
 - 3 県社会福祉協議会会長は、第4条第5号及び第6号、第9号から第11号に係る候補者を、様式5及び様式6、様式9から様式11及び社会貢献活動実践企業活動実績書により推薦できるものとする。
 - 4 第4条第7号に係る候補者については、埼玉県保護司会連合会会長が様式7により推薦するものとする。
 - 5 県社会福祉協議会評議員経済関連団体は、第4条第10号に係る候補者を様式10及び社会貢献活動実践企業活動実績書により推薦できるものとする。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号から第6号及び第9号から第11号については、

市町村長においても推薦できるものとする。ただし、推薦にあたっては、市町村社会福祉協議会長と十分調整を行うものとする。

(表彰選考委員会)

第6条 この要綱に基づく表彰を受けるものを選考するため、必要に応じて埼玉県社会福祉協議会に表彰選考委員会を置くことができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

埼玉県社会福祉大会会長表彰要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県社会福祉大会会長表彰要綱（以下、「要綱」という。）
第7条に基づき、表彰の選考基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準日)

第2条 表彰の基準日は、当年度4月1日とする。

(定義)

第3条 要綱第3条第2号に規定する「社会福祉事業施設役員等」とは、理事長、副理事長、理事、監事、評議員及びこれに類する者をいう。
2 要綱第3条第5号に規定する「社会福祉協議会役員等」とは、会長、副会長、理事、監事、評議員及びこれに類する者をいう。
3 要綱第3条第10号に規定する「社会貢献活動実践企業」とは、社会の課題解決を図るための自発的、積極的な活動を3年以上にわたり展開する企業をいう。
4 要綱第3条第11号に規定する「社会福祉活動協助者」とは、労務の提供を伴わない金品の寄贈、及び授産事業に対する仕事の提供を行う者をいう。

(在職年数)

第4条 要綱第4条第1号から第7号に規定する「在職年数」は、育児・介護休業及び休職期間を除くものとする。
2 要綱第4条第2号から第6号に該当する者のうち、非常勤の役員及び職員の「在職年数」は、任命された年数をもって換算するものとする。

(死亡及び退職者の取扱)

第5条 その在職期間中に表彰を受けることなく前年の4月2日以降死亡した者、または雇用主の事情などやむを得ないと認められる事情により離職した者についても表彰の推薦を行うことができるものとする。

(功績抜群者)

第6条 要綱第4条第1号から第6号に規定する「特に功績抜群と認められる者」については、全国的あるいは県内の先駆的な活動を行う者とし、該当する者があるときは、様式1から6のほか当該功績について具体的に記した書類（別紙）を併せて、提出するものとする。

(重複表彰)

第7条 過去において、本大会会長表彰のほか県知事、大臣の表彰または叙勲褒章を受けたことのある者は、該当者としなない。
2 第1項の規定にかかわらず、本会会長表彰の要綱第4条第1項から第8項、第11項においては、同一分野でない限り重複表彰を妨げない。ただし、当該年度に受けること

のできる表彰は1つとする。

(表彰の取消)

第8条 表彰を受けた者が、その後、受賞者たるにふさわしくない行為を行った場合には、表彰を取消し、表彰状等を返還させることがある。

(社会貢献活動実践企業の推薦基準)

第9条 要綱第3条第10号に規定する「社会貢献活動実践企業」の推薦基準については、福祉、子育て、文化、地域のつながり作り等の活動を3年以上にわたり実践している企業とする。

(協助者の推薦基準)

第10条 要綱第3条第11号に規定する「社会福祉活動協助者」の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 金品の寄贈の推薦基準は、個人の場合100万円、法人の場合300万円以上を目安とし、継続寄付の場合はその累計額をもって換算する。
- (2) 授産事業に対する仕事の提供の場合は、継続して10年以上を目安とする。

(推薦人数)

第11条 各表彰対象区分における1推薦者あたりの推薦人数は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱第3条第2号から第4号については、施設・団体の役職員の総数が50人未満の施設等にあつては、1推薦者あたり5人、50人以上の施設にあつては、1推薦者あたり10人を限度とする。なお、公立保育所職員の推薦については、1市町村あたり10人、さいたま市にあつては、30人を限度とする。
- (2) 要綱第3条第5号から第9号及び第11号については、1推薦者あたり10人を限度とする。

附 則

この要領は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的・利用範囲等について

- (1) 推薦書を通じて知り得た個人情報については、本会の「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。
- (2) 推薦書に記載された個人情報は、表彰状への氏名（団体名）の記載、被表彰者名簿への記載等、本表彰事業にかかる目的にのみ使用いたします。
- (3) 被表彰者名簿には、被表彰者の氏名（団体名）、所属または住所（市町村まで）を記載いたします。同名簿は、埼玉県社会福祉大会の大会資料に収録し、被表彰者、同大会参加者および大会関係者に配布します。
- (4) 被推薦者の推薦書は、本会の書類保存基準により保管し、保管期間経過後は、適切に廃棄処理します。
- (5) 被表彰者（決定者）については、次年度以降の推薦事務において被推薦者（候補者）が重複して推薦されていないことを確認するために、氏名、生年月日、所属等必要な事項のみをコンピューターのデータベースに登録をし、永久保存をします。

2. 被表彰者本人への同意確認について

表彰という事業の性格上、個人情報の取得に関して推薦段階での本人通知及び使用目的への同意確認については困難があります。そこで、表彰の決定後、推薦者を通じて本人への表彰決定の伝達とともに、名簿掲載に関する確認等をお願いさせていただきたいと存じますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

3. 関係団体への個人情報保護に関する取扱いの周知について

関係団体、施設等に候補者の推薦を依頼される際には、上記事項を踏まえ、個人情報の取り扱いに十分ご留意くださいますよう、周知についてご協力くださいますようお願いいたします。